

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

審査請求人が令和5年11月1日に提起した処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和5年10月18日付けの審査請求人に対する差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（令和5年度審査請求第7号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人に係る平成24年度から令和4年度まで（前年の合計所得金額が尼崎市市税条例（昭和25年尼崎市条例第61号。以下「条例」という。）第18条第2項に規定する額に満たないため非課税であった平成25年度及び令和2年度を除く。以下「対象年度」という。）の各年度分の尼崎市の個人の市民税及び県民税（以下「本件個人市民税等」という。）について、当該各年度の6月上旬頃に審査請求人に対し納税通知書を送付し、課税を行った。

なお、本件個人市民税等の額は、下記表の税額の欄記載のとおりであった。

年度	税 額	督 促 手数料	延滞金	合 計	納 付 金 額	未 納 額			
						本 税	督 促 手数料	延滞金	計
H24	43,800	320	23,400	67,520	63,720	0	0	3,800	3,800
H26	5,800	80	3,200	9,080	7,080	0	0	2,000	2,000
H27	46,300	320	30,200	76,820	25,220	21,240	160	30,200	51,600
H28	49,500	320	29,600	79,420	8,840	40,740	240	29,600	70,580
H29	5,800	0	0	5,800	5,800	0	0	0	0

H30	6,500	320	0	6,820	6,820	0	0	0	0
H31	5,800	80	0	5,880	5,880	0	0	0	0
R3	39,300	180	6,500	45,980	0	39,300	180	6,500	45,980
R4	56,500	360	3,900	60,760	0	56,500	360	3,900	60,760
合計	259,300	1,980	96,800	358,080	123,360	157,780	940	76,000	234,720

2 審査請求人は、各納期における本件個人市民税等について、一部を除き所定の各納期限までに納付しなかったため、処分庁は、審査請求人に対し、その滞納している各納期分の本件個人市民税等の納付を求める督促状をそれぞれ各納期限後に発送した。

なお、当該督促状の送付に係る手数料の額は、前記1の表の督促手数料の欄記載のとおりであった。

3 処分庁は、審査請求人の支払能力その他の事情を踏まえ、平成28年度から、審査請求人が滞納していた本件個人市民税等の一部（以下「本件滞納税」という。）（令和5年10月18日時点で合計15万7,780円）並びに本件滞納税に係る督促手数料及び延滞金（以下「本件督促手数料等」という。）（同日時点で7万6,940円）に相当する額について同日付け債権差押通知書（同月19日送達。乙1）により処分庁が滞納処分として行った審査請求人がA銀行（取扱店：B支店）（以下「本件第三債務者」という。）に対して有する預金債権（以下「本件預金債権」という。）に対する差押え（以下「本件処分」という。）までの間において、5回以上、分割納付手続（滞納者が提出する納付誓約書に基づく当該滞納者との協議に基づき、その滞納する本税並びに延滞金及び督促手数料（以下「滞納本税等」という。）の一括徴収を保留する代わりに、当該滞納者に当該滞納本税等に係る債務の全額を負っていることを承認させたうえで、当該滞納本税等の全部又は一部について複数の納付期限及びその納付期限までに納付すべき額を定めて一定期間の納付計画を策定し、当該滞納者に当該納付計画に沿って納税することを約束させる実務上の手続をいう。以下同じ。）の申入れに応じ、また、再三にわたり、納付約束（滞納者の要望に応じて、当該滞納者に係る分割納付手続の納付計画にかかわらず、当該納付計画に係る滞納本税等の全部又は一部について複数の納付期限及びその納付期限までに納付すべき額を定めて短期の納付計画を策定し、当該滞納者に当該納付計画に沿って納税することを約束させる実務上の手続をいう。以下同じ。）の申入れに応じてきた。しかし、審査請求人は、尼崎市資産統括局税務管理部納税課（以下「納税課」という。）の職員による催促に応じて本件未納額（本件滞納税及び本件督促手数料等をいう。）の一部を納付したことはあるものの、分割納付手続又は納付約束による納付計画を誠実に遵守することなく、幾度となくこれらに基づく納付の不履行を繰り返しており、その滞納が解消されることはなかった。

なお、本件処分（令和5年10月18日）時点における本件未納額に係る内訳は、前記1の表のとおりであった。

4 審査請求人は、令和5年8月15日、納税課に来庁し、同年2月27日の納付を最後に、納付計画に基づく納付の不履行が続いている本件分割納付手続（令和3年5月14日に納税課が審査請求人から受領した納付誓約書に基づく分割納付手続をいう。）に係る徴収保留等について、これを取り消さないでほしい旨要望した。

これに対し、処分庁は、その要望を受け入れ、審査請求人と本件分割納付手続に係る本件未納額について別に納付期限等を設定した納付約束（以下「本件納付約束①」という。）を行い、同月18日に本件納付約束①に係る送付状と納付書を同封し、特定記録郵便で審査請求人に送付した。

なお、本件納付約束①に先立って、納税課の職員は、審査請求人に対して、本件分割納付手続に係る納付の不履行が続いているため本件分割納付手続に係る徴収保留等を取り消さなければならない旨を伝えたところ、審査請求人から、本件分割納付手続に係る本件未納額全額を納付したいので、令和5年8月から同年10月までの間において3回に分けて納付期限を再度設定してほしい旨の申出があったことから、本件納付約束①に応じたという経緯がある。

5 審査請求人は、本件納付約束①を行ったにもかかわらず、本件納付約束①に係る納付期限までに本件分割納付手続に係る本件未納額を納付しなかったため、令和5年9月12日、処分庁は、審査請求人に対し、本件分割納付手続に係る徴収保留等を取り消し、処分庁が指定する期限までに本件未納額全額の納付がない場合は差押処分を行う旨の通知（分割納付取消及び差押事前通知）を特定記録郵便で審査請求人に送付した。

6 前記5の通知に対し、審査請求人は、令和5年9月15日、納税課に差押処分を留保してほしい旨要望した。これに対し、処分庁は、その要望を受け入れ、本件納付約束①で設定した納付計画を更に変更し、最終の納付期限を同年10月2日とすることを内容とする納付約束（以下「本件納付約束②」という。）を行った。その際、納税課の職員は、審査請求人に対し、本件納付約束②の内容及び税の納付義務について説明を行った。

7 審査請求人は、令和5年10月3日、処分庁に対し、本件納付約束②に係る本件未納額の納付が困難である旨を申し出たが、処分庁は本件納付約束②において設定した納付期限（同月2日）までに当該本件未納額の納付がないのであれば滞納処分を行う旨を審査請求人に説明した。

なお、納税課による財産調査の結果、この時点で、審査請求人は本件預金債権に係る預金及び勤務先からの給与所得を有しており、本件未納額の支払能力が十分あることが判明していた。

8 処分庁は、審査請求人に対し、令和5年10月18日付け債権差押通知書（同月19日送達）により、本件未納額について本件預金債権を差し押さえることを内容とする本件処分を行い、審査請求人の同日時点の口座残高462円を本件第三債務者から取り立てる手続を行った。

9 令和5年10月30日、処分庁は、審査請求人に対し、前記8の取立てに係る金銭について全額尼崎市に配当する旨の同日付け配当計算書を送付し、同年11月6日、当該金銭を尼崎市に配当して、その配当された金銭を本件滞納税に充当した。

10 令和5年11月1日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分を不服として、その取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が休職等の事情により支払能力がないにもかかわらず、十分な事情聴取や説明がされずに、処分庁が本件滞納税及び本件督促手数料等の全額についての本件預金債権に係る本件処分を行ったことは違法又は不当であるから、本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求は、処分の取消しを求める者が当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要があるが、本件債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金銭が本件滞納税等の一部に充当され、本件預金債権が消滅した以上、本件債権差押処分はその目的を達してその法的効果は消滅したといえるため（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第67条第3項参照）、本件審査請求人には本件処分の取消しを求める法律上の利益はなく、本件審査請求は、不適法なものとして却下されるべきである。
- (2) 仮に、本件審査請求が適法であるとしても、本件債権差押処分は法令に基づき適法かつ適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき処分の取消しを求める審査請求は、処分の取消しを求める者がその処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要がある。

そして、滞納処分としての債権差押処分は、徴税吏員が差し押さえた債権の取立てを行ったときにその目的を達してその法的効果は消滅するものと解されており（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第67条第3項参照）、他に当該処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存在しない。

そうすると、本件では、処分庁が債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅することになる。

したがって、処分庁が差し押さえた債権の取立てを行った後において、審査請求人が当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないものといわざるを得ない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年4月21日

審査庁 尼崎市長 松本 眞